

令和 4 年 度

定期監査結果報告書
(第 2 次)

企 画 総 務 部
保 健 福 祉 部
市 議 会 事 務 局
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局
公 平 委 員 会 事 務 局

大 牟 田 市 監 査 委 員

定期監査の結果について（令和４年度第２次）

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。

なお、本監査及び報告は大牟田市監査基準に準拠しています。

1 監査の種類 定期監査

2 監査の対象部局等 企画総務部、保健福祉部、市議会事務局 選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局

3 監査の実施期間

令和４年 12 月 1 日（木）から令和５年 2 月 8 日（水）まで

4 監査の対象及び範囲

財務に関する事務の執行等 令和４年 10 月末日現在

公印・物品等の管理 検査日現在

5 監査の着眼点

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

6 監査の方法

今回の監査は、主に令和４年度における財務に関する事務の執行状況を対象とし、関係法規及び予算に基づき適正に管理、執行されているかどうかについて試査するとともに、関係職員等からの説明を受け実施した。

7 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり個別指摘事項が認められたので、必要な措置を講じられたい。

なお、個別指摘事項に対する措置が講じられた場合は、その通知を求めるものである（地方自治法第 199 条第 14 項）。

【監査項目】

一般会計

（企画総務部）

[歳入]

- | | | |
|---|--------|-----------------|
| 1 | 駐車場使用料 | (公共施設マネジメント推進課) |
| 2 | 私用電気料 | (公共施設マネジメント推進課) |

[歳出]

- | | | |
|---|---------------|-----------------|
| 3 | 三川坑跡保存活用事業費 | (総合政策課) |
| 4 | 移住定住促進費 | (広報課) |
| 5 | 職員研修費 | (人事課) |
| 6 | 職員福利厚生費 | (職員厚生課) |
| 7 | 庁舎管理費 | (公共施設マネジメント推進課) |
| 8 | 情報通信管理運営費 | (デジタル行政推進室) |
| | (3) その他の経費 | |
| 9 | 建設工事等の入札・契約事務 | (契約検査室) |

[公印・物品]

- | | | |
|----|----------|--------------------------|
| 10 | 公印・物品の管理 | (総合政策課、秘書課、庁舎整備・組織改革推進室) |
|----|----------|--------------------------|

(保健福祉部)

[歳入]

- | | | |
|---|------------------|----------|
| 1 | 衛生手数料 | (保健衛生課) |
| | (1) 犬の登録等手数料 | |
| 2 | 旧雇用促進住宅駐車場敷地貸付収入 | (福祉課) |
| 3 | ひとり親家庭等医療費返還金 | (子ども家庭課) |

[歳出]

- | | | |
|---|---------------|----------|
| 4 | 狂犬病予防費 | (保健衛生課) |
| 5 | 生活習慣病対策費 | (健康づくり課) |
| 6 | 訓練サービス給付費 | (福祉課) |
| 7 | 福祉タクシー料金助成事業費 | (福祉課) |
| 8 | 住宅扶助費 | (保護課) |
| 9 | 民間学童保育所補助 | (子ども育成課) |

[公印・物品]

- | | | |
|----|----------|---|
| 10 | 公印・物品の管理 | (保健福祉総務課、健康づくり課、福祉課 (物品については、障害福祉担当を除く。))、保 |
|----|----------|---|

護課、子ども家庭課)

(市議会事務局)

[歳出]

- 1 議員報酬等 (市議会事務局)

(選挙管理委員会事務局)

[歳出]

- 1 参議院議員選挙費 (選挙管理委員会事務局)

介護保険特別会計

(保健福祉部)

[歳出]

- 1 介護予防住宅改修費 (福祉課)

【個別指摘事項】

一般会計

(保健福祉部)

- 1 福祉タクシー料金助成事業費 (福祉課)

福祉タクシー料金助成事業費において、市内のタクシー会社と福祉タクシー料金助成事業の実施に関する契約を締結し、使用されたタクシー利用券に応じたタクシー利用料金を支払っている。

しかしながら、このタクシー利用券が使用できるタクシー会社のうち大牟田タクシー及び個人タクシー協同組合とは契約が締結されていないにもかかわらず、この2者から提出されたタクシー利用券及び請求書によりそれぞれ支出が行われている。

現在、このように根拠のない支出を行っている状況にあることから、過去の経緯を調査・確認するとともに、速やかに2者と契約を締結し、適正な事業実施に努められたい。